

第24 消火器具

1 消火器具の種類等

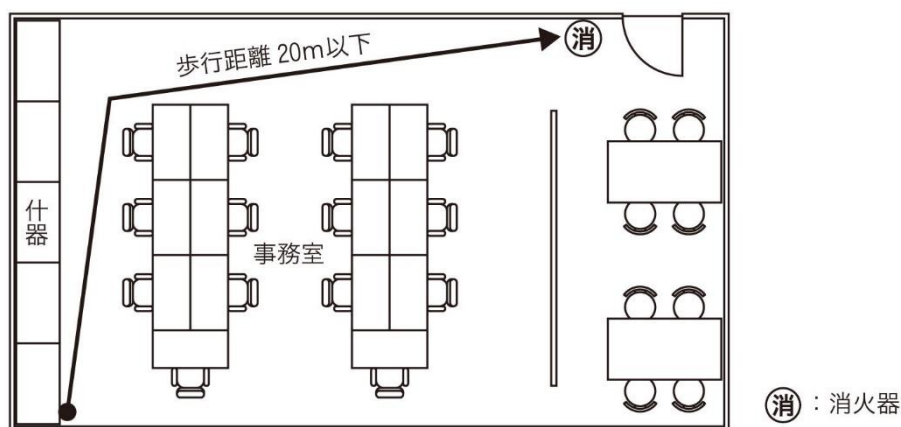
設置する消火器具の種類は、粉末（ABC）消火器10型とすること。

ただし、粉末では、消火困難な燃焼物がある場合又は汚損若しくは故障等の二次災害のおそれのある場所については、強化液、水（潤滑剤等入りを含む。）その他の水系消火薬剤を用いた消火器とすることができる。

2 設置場所

消火器の設置場所は、令第10条第1項及び第2項並びに規則第6条第6項及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。

- (1) 令別表第1(3)項に掲げる防火対象物で、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する火を使用する設備又は器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備又は器具が設けられた防火対象物又はその部分に設置すること。
- (2) 令第10条第1項第4号に規定する「建築物その他の工作物」には、建築物の屋上及び屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第2条第1号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含まれるものであること。
- (3) 令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けて倒したり、又は避難の際に邪魔になるようなことのないよう人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置すること。
- (4) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、消火器全体が、床面からの高さを1.5m以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近に設置すること。
- (5) 規則第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要はないこと。
- (6) 規則第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により測定すること。



- (7) 規則第9条第2号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。

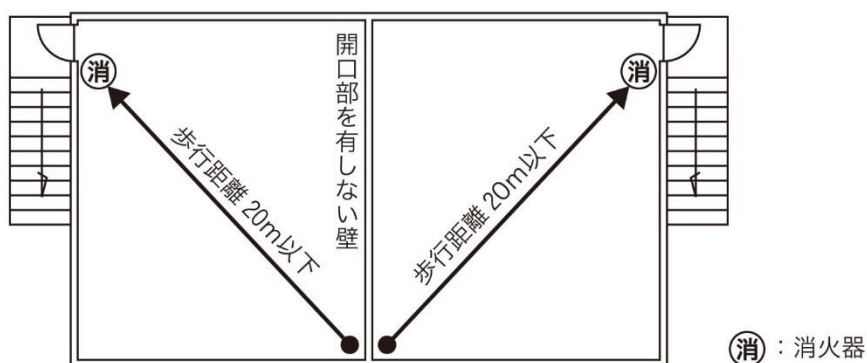
- ア 本体容器、バルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所
- イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

- (8) 消火器は、できるだけ通風がよく、次に掲げる場所を避けて設置すること。

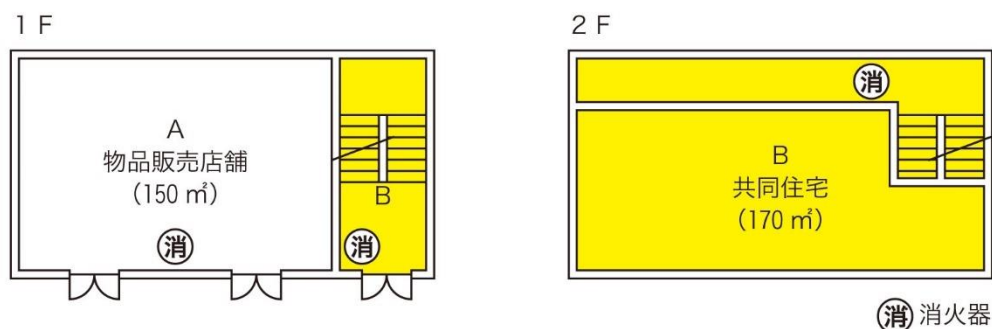
- ア ガスコンロ、暖房器具等の熱又は直射日光の当たる場所
- イ 風呂場、洗濯場その他頻繁に水を使用する場所等湿気の多い場所
- ウ 雨水のかかる場所

なお、やむを得ず、屋外に消火器を設置する場合は、格納箱に収納するなど、保護のための有効な措置を講ずること。

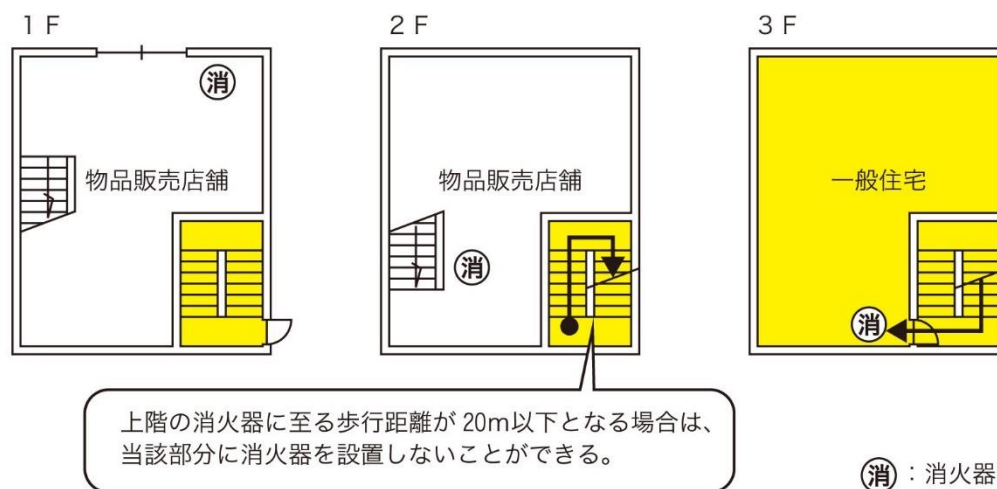
- (9) 避難階以外の階で、開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器を設置すること。



- (10) 次に示すとおり、A及びB部分に消火器が必要な複合用途防火対象物にあっては、階ごとにA、B部分の各々に消火器を設置しなければならないこと。ただし、1階のB部分が狭小で、火気の使用がなく、多量の可燃物が存しない場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、令第32条の規定を適用して、当該部分からA又はB部分上階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合は、1階のB部分に設置しないことができる。



- (11) メゾネットの共同住宅その他2階層以上で一の住戸になっているもので、消火器を階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあっては、能力単位の数値が満足するものに限り、令第32条の規定を適用して、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合は、当該階に設置しないことができる。



- (12) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が20mを超える場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、令第32条の規定を適用し、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。

3 少量危険物

令第10条第1項第4号に規定する少量危険物にあつては、「大垣消防組合火災予防条例指導基準」により設置指導するものとする。

(参考) 大垣消防組合火災予防条例指導基準

第39条関係

2 消火設備については、次のとおり指導すること。

(1) 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

ア 法第17条第1項の規定の適用を受ける場合は、その規定に基づいた消火設備を設ける。

イ 法第17条第1項の規定の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱所については、貯蔵、又は取り扱う危険物に適合する第5種の消火設備を設ける。

(2) 移動タンクにおいて、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消火器の技術上の規格を定める規則（昭和39年9月17日自治省令第27号）第8条に規定する自動車用の消火器を1個以上設ける。

4 能力単位の数値

能力単位の数値は、規則第6条第1項から第3項まで及び第5項並びに第8条の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第6条第1項から第3項まで及び第5項の規定による能力単位の数値の算定については、1未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。
- (2) 規則第6条第1項から第3項までの規定により、消火器を設置する場合には、次表の左欄に掲げる対象物の区分に従い、右欄に掲げる消火器の能力単位の数値を用いて、必要な個数を算定すること。

	対象物の区分	消火器の能力単位の数値
1	令第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる防火対象物	A火災に対する能力単位の数値
2	少量危険物のうち、法別表第1に掲げる第4類の危険物又は指定可燃物のうち、危令別表第4に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所	B火災に対する能力単位の数値
3	2以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所	A火災に対する能力単位の数値

- (3) 規則第8条第1項及び第2項の規定には、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができることとされているが、規則第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

5 付加設置

令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、規則第6条第3項から第5項までに規定する少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分並びに変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分及び鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、次によること。

(1) 少量危険物及び指定可燃物

規則第6条第3項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器は、粉末（ABC）消火器10型とすること（少量危険物のうち、第1類のアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第2類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第5類の自己反応性物質を除く。）。

(2) 電気設備

規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kW以下のものを除く。）

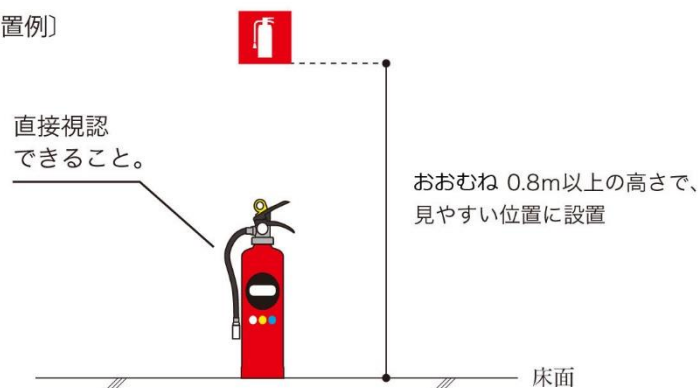
イ 燃料電池発電設備（条例第10条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）

- ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第14条第4項に定めるものを除く。）
- エ 蓄電池設備（蓄電池容量が20kW時以下のものを除く。）
- オ 急速充電設備（全出力50kW以下のものを除く。）
- (3) 火気を使用する場所
規則第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。
- ア 熱風炉
- イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- ウ 据付面積2㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- エ 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計）が12kW以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
- オ 入力70kW以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- カ ボイラー又は入力70kW以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- キ 乾燥設備（入力が12kW以下のもの、乾燥物収容室の内容積が1㎡未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
- ク サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- ケ 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- コ 火花を生ずる設備
- サ 放電加工機
- (4) 付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置すること。
- (5) 令第10条第1項各号に掲げる防火対象物の屋上に条例第45条各号に掲げる場所があるときは、当該場所の各部分から、一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように設置すること。

6 標識

- (1) 地を赤色、文字を白色とし、大きさを短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。
ただし、周囲の状況及び色の対比等により、これによらなくとも十分認識できると認められる場合にあっては、この限りでない。
- (2) 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合は、JIS Z8210に定めるピクトグラムを設けることにより、規則第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。

〔ピクトグラムの設置例〕



7 大型消火器

- 規則第7条に規定する大型消火器（能力単位の数値がA火災に適応するものにあつては10以上、B火災に適応するものにあつては20以上有する消火器をいう。以下同じ。）は、次によること。
- (1) 規則第7条第1項の規定とは、危令別表第4で定める数量の500倍以上の指定可燃物に対して大型消火器を設け、かつ、規則第6条の規定による消火器具を設置させることをいうものであること。
- (2) 規則第7条第2項の規定には、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができることとされているが、規則第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

8 簡易消火用具

簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。以下同じ。）は、次によること。

- (1) 材質等
ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は8ℓ以上10ℓ以下で、かつ、容易に変形しないものであること。

イ 膨張ひる石は、JIS A5009に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、JIS A5007にそれぞれ適合するものであること。

(2) 設置場所

ア 規則第 6 条第 1 項に規定する簡易消火用具の能力単位の数値の算定は、例えば、水バケツ 3 個の集団をもって 1 単位として算定していることから、設置する箇所ごとに、水バケツ 3 個をまとめて設置すること。

イ 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近の場所に設置すること。

ウ 規則第 9 条第 2 号に規定する「凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」には、次に掲げる場所が該当するものであること。

(ア) 水槽、消火専用バケツその他の部品が腐食するおそれのある場所

(イ) 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあっては、雨水等がかかる場所